旅行条件書(国内募集型企画旅行)

<本旅行条件書の意義>

この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12 条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

1、募集型企画旅行契約

- 1. この旅行は(株) 丹生川観光(以下「当社」といいます)が企画・募集し 実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画 旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。 2. 旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅 行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業約款
- 募集型企画旅行契約の部によります
- 3. 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2、旅行のお申込みと旅行契約の成立

1. <1>当社、<2>旅行業法で規定された「受託営業所」(以下<1><2>を併せて 「当社ら」といいます。)にて当社所定の旅行申込書(以下「旅行申込書」といいます。)に所定の事項を記入の上、お一人様につき旅行代金の20%以上のお申込金または旅行代金の全額を添えてお申し込みいた だきます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。また本項(3)に定めた旅行契約成立前に、お客様がお申し込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全 額払い戻します。

但し、特定期間・特定コースにつきましては、別途パンフレットに定める ところによります。※上表内の「旅行代金」とは第6項(3)の「お支払い対象旅行代金」をいいます。

- 2. 当社らは、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の 予約の申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立 しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して 3日以内に、当社らに申込書の提出と申込金の支払いを行っていただき ます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社らはお申
- し込みはなかったものとして取り扱います。
 3. 旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し、本項(1)の申込金を受領したときに成立するものとします。 但し、通信契約による旅行契約の成立は、第20項のアカリーとはます。 第20項の定めによります。
- 第20項のためによります。 4. 旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合には予約お申し込み時にお申し出下さい。当社は可能な範囲でこれに応じます。 5. 本項(4)の申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。 6. 団体・グループ契約
- - 〈1〉当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下、「契約責任者」といいます。)を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本項(6)の〈2〉~〈5〉の規程を適用し ます。
 - 〈2〉当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下、「構成員」といいます。)の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当 該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者と の間で行います。
 - <3>契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出 しなければなりません。
 - 〈4〉当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うこ とが予測される債務または義務については、何らの責任を負うもので はありません。
 - <5>当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始 後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者 とみなします。

3、申込条件

- 1. 20 歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で 15 歳 未満の方は保護者の同行を条件とさせていただく場合があります。 2. 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行に
- 特定のお各様層を対象とした旅行めるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なわれておられる方、妊娠中の方、障害をお持ちの方、補助犬使用者の方などで特別な配慮を必要とするお
- 障害をお持ちの方、補助大使用者の方などで特別な配慮を必要とするお客様は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的範囲でこれに応じます。なお、この場合利用機関等の求めにより医師の診断書を提出していただく場合があります。又、現地事情や運送・宿泊機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、同伴者/介助者の同行などを条件とさせていただくか、お客様の同意の上、コースの一部内容を変更させていただくか、又はご負担の少規 い他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場 合があります
- 4. お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療 を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一切の 費用はお客様のご負担となります。
- 5. お客様のご都合による別行動は原則としてできません。但し、コースによ
- り別途条件でお受けすることがあります。 6. お客様のご都合により旅行の行程から離団される場合は、その旨および復 帰の有無、復帰の予定日時等の書面による連絡が必要です。

- 7. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる おそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあり 丰 古
- 8. その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合が あります。
- 9. お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると 判明した場合には、ご参加をお断りする場合があります。

4、契約書面及び確定書面(最終旅行日程表)

- 1 当社らは筆 2 項(3) に定める契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程。 は可はある頃の一にためる天前の成立版をがれる。からればにかければ、 旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を多 載した書面(以下「契約書面」といいます。)をお渡しします。契約書 面はパンフレット、本旅行条件書により構成されます。
- 2. 本項(1)の契約書面において旅行日程または重要な運送・宿泊機関の名称 現代の表別を開いています。 が確定されない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面のお渡し後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降のお申し込みに関しては旅行開始日)までに、これらの確定状況を記
- 載した書面(以下「確定書面」といいます。)をお渡しいたします。 3. 第2項(3)に定める契約の成立後に手配状況の確認を希望する問い合わせが あったときは、確定書面のお渡し前であっても当社らは手配状況につい てご説明いたします。
- 4. 当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項(1)の契約書面に記載するところによります。ただし、本項(2)の確定書面(最終旅行日程表)を交付した場合には、当該 確定書面に記載するところによります。

5、旅行代金の支払い期日、方法

- 旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当たる日(以下「基準日」といいます。)よりも前にお支払いいただきます。
 基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点または旅行開始日前の指定期日までにお支払いいただきます。
- 3. お支払いは当社事務所にてお支払いただくか、当社指定口座にてお振込み いただきます。

6、旅行代金の適用

- 1. 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満 12 歳以上の方はおとな 代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、こども代金となります。
- 2. 旅行代金はパンフレットに表示しています。出発日とご利用人数でご確認 ください。
- 「お支払い対象旅行代金」は、募集広告またはパンフレットに「旅行代金 として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス 「割引代金として表示した金額」をいいます。この合計金額は、第2項の「申込金」、第12項(1)の「取消料」、第13項(1)の[2]の「違約料」および第19項の「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

7、旅行代金に含まれるもの

- 1. 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(コースにより等級が異なりま す。別途明示する場合を除き普通席となります。)、宿泊費、食事料金、 観光料金(入場・拝観・ガイド等)及び消費税等諸税・サービス料、空 港施設使用料等。
- 2 添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心 付けを含みます。
- 3. パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。
- 4. ※上記1~3についてはお客様のご都合により、一部利用されなくても払 い戻しはいたしません。

8、旅行代金に含まれないもの

- 第 7 項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- 1. 超過手荷物料金 (規定の重量・容積・個数を超過する分について) 2. クリーニング・電報電話料金、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに 伴う税・サービス料
- 3. 旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「お客様負担」等と記載される箇所・区間の入場料金・交通費
- 4. お 1 人部屋を使用される場合の追加代金 5. 希望者のみ参加されるオプショナルツアー (別途料金の小旅行) の料金 6. お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金 (入場
- 料金、食事料金、交通費等)
- 7. ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

9、旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ 速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を 説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

10、旅行代金の額の変更

当社は旅行契約成立後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。

- 1. 利用する運輸機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常 想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合、当社はその増 額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額又は減額します。 但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算して さかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。
- 2. 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、 本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- 3. 第9項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加または減少したときは、当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。但し、当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用はお客様の負担とします。
- 4. 当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合において、旅行契約の成立後に、当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

11、お客様の交替

- 1. お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ手数料(お一人様につき 1050 円)とともに当社らに提出していただきます。(既に航空券等を発行している場合には、別途再発券等に関わる費用を請求する場合があります。)
- 2. 旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力が生ずるものとし、 以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関 する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお、当社は交替を お断りする場合があります。

12、お客様による旅行契約の解除

【1】旅行開始前

1. お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様が当社らのそれぞれの営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

表)取消料

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)		
旅行開始日の前日から起算してさかのぼっ て	右記日帰り旅 行以外	日帰り旅行(夜 行含む)	
[1]21 日前に当たる日以前の解除	無料	無料	
[2]20日前に当たる日以降の解除([3]~[7] を除く)	旅行代金の 20%	無料	
[3]10 日前に当たる日以降の解除([4]~[7] を除く)	旅行代金の 20%	旅行代金の 20%	
[4]7日前に当たる日以降の解除([5]~[7] を除く)	旅行代金の 30%	旅行代金の 30%	
[5]旅行開始の前日の解除	旅行代金の 40%	旅行代金の 40%	
[6]旅行開始の当日の解除([7]を除く)	旅行代金の 50%	旅行代金の 50%	
[7]旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の 100%	旅行代金の 100%	

注 1)特定期間・特定コース・宿泊施設についての取消料は、別途パンフレットに定めるところによります。 注 2)本項 (1) の[1]の「旅行代金」とは第 6 項 (3) の「お支払い対象旅行代

注 2)本項(1)の[1]の「旅行代金」とは第 6 項(3)の「お支払い対象旅行代 金」をいいます。

- 2. お客様のご都合で出発日、コース、宿泊施設等を変更される場合にも旅行 費用全額に対して本項(1)の1の取消料が適用されます。
- 3. お客様は次に掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
 - ア. 第9項に基づき契約内容が変更されたとき、ただしその変更が第19項の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。
 - イ. 第10項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき
 - ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。
 - エ. 当社らがお客様に対し、第4項に定める期日までに、確定書面(最終旅行日程表)をお渡ししなかったとき。

オ. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

- 4. 当社らは、本項(1)の[1]により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差引いた残額を払い戻します。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。またご参加のお客様からは1室利用人数の変更に対する差額が発生する場合、その差額代金をそれぞれいただきます。
- 5. 当社らは本項(1)の[3]により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金(又は申込金)の金額を払い戻します。

【2】旅行開始後

- 旅行開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- 2. お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの 提供が受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不 可能となった旅行サービス提供に係わる部分の契約を解除することが出 来ます。この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が当該受領 することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対し て取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければ ならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでない場 合に限ります。)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

13、当社による旅行契約の解除

【1】旅行開始前

1. 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前 に旅行契約を解除することがあります。

ア. お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。イ. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

ウ. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

エ.お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。オ.お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行にあっては3日目)にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

カ. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

キ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、 官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、 契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不 可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

- 2. お客様が第5項に定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対して、前12項(1)の[1]に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
- 3. お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると 判明したとき。

【2】旅行開始後

1. 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部 を解除することがあります。

ア. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。

イ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、またはこれらの者または同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

- 2. 当社が本項(2)の[1]の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。また、この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係わる部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
- 3. 当社は、本項(2)[1]のア、ウの規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様のご負担で出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。
- 4. お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると 判明したとき。

14、旅行代金の払い戻し

当社は、第10項の規定により旅行代金が減額された場合又は第12、13項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

- 1. 当社はお客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するため、お客様に対し なに掲げる業務を行ないます。当社がお客様とこれと異なる特約を結ん だ場合にはこの限りではありません。
- (1) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることが出来ないおそれがあると認 められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられる ために必要な措置を講じます。但し、本項(6)の個人旅行プランを除きます。
- (2)前[1]の措置を講じたにもかかわらず、旅行内容の変更をせざるを得ない場合において、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。
- 2. お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動していただく ときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていた だきます。

【添乗員同行プラン】

3. 添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行し、本項(1)に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を 行ないます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

【現地添乗員同行プラン】

4. 現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発ま で現地添乗員が同行します。現地添乗員の業務範囲は本項(3)における 添乗員の業務に準じます。

【現地係員案内プラン】

5. 現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしませんが、当社は現地 において当社が手配を代行させる者により、本項(1)に掲げる業務その他 当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行なわせ、 その者の連絡先は最終旅行日程表等の確定書面に明示します。

【個人旅行プラン】

6. 個人旅行プランには添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの 提供を受けるために必要なクーポン類をご出発前にお渡しいたしますの 旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様自身で行ってい

16、当社の責任及び免責事項

- 1. 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失 によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。 ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があっ たときに限ります。
- 2. 例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害をこうむられても、当 社は本項(1)の責任を負いかおます。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
 - [1]天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更も しくは旅行の中止
 - [2]運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害
 - [3]運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる 旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - [4] 官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - [5]自由行動中の事故
 - [6]食中毒
 - [7] 盗難
 - [8]運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこ れらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
- 3. 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定に かかわらず、損害発生の翌日から起算して 14 日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様お 1 人につき 15 万円 (当社に故意又は重大 な過失がある場合を除きます。)を限度として賠償します。

17、お客様の責任

- 1. お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が 当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社 はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- 2. お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供され た情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容 について理解するよう努めなければなりません。
- 3. お客様は旅行開始後に、契約書面の記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社または当該旅行サービ ス提供者に申し出なければなりません。

18、特別補償

- 1. 当社は第16項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅 石(素) は現の成とに基マーミュング ELが12 するがこれで同じかり、 ヨ社が 千業約款 (募集型企画旅行契約の部) の特別補償規程により、お客様が 募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、 券集空に回派行参加中に志放がう情然なが未の事故により、ての生命、 身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、死亡補償金として 1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、通 院見舞金として通院日数により1万円~5万円を支払います。携行品に かかる損害補償金は、旅行者1名につき15万円をもって限度とします。 ただし、補償対象品の一個または一対については、10万円を限度とし ます。
- 2. 当社が第16項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当 社が負うべき損害補償金の一部又は全部に充当します
- 3. 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を収受し
- 3. 当社の券条単正画派行参加中のお各様と対象として、別述の付金と収支して実施される小旅行(オプショナルツアー)のうち、当社が主催するものについては、主たる旅行契約の一部として取り扱います。
 4. 但し、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参 加中とはいたしません。
- 5. お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、故意に よる法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自 由行動中のスカイダイビング、山岳登はん、ボブスレー、リュージュ、 ハングライダー搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によ るものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いませ ん。但し、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この 限りではありません。

19、旅程保証

1. 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の[1]、[2]、[3]に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第16項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、こ の限りではありません。

[1]

次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。 (ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機 関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場 合は変更補償金を支払います)

- ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変
- イ. 戦乱
- ウ. 暴動
- エ、官公署の命令
- オ. 欠航、不通、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送 サービスの提供
- キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
 - [2] 第12、13項での規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該 解除された部分に係わる変更
 - [3] パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更 になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが 出来た場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- 2. 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様 1 名に対して 1 募集型企画旅行につき、旅行代金に 15%を乗じた額をもって限度とします。またお客様 1 名に対して 1 募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が 1,000 円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
 3. 当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第16項(1)の規定に基づく責任が発生することが明ら
- かになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還 しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が 支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相 殺した残額とを支払います。
- 4. 当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、 同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

<変更補償金の表>

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率 (%)	
	旅行開 始前	旅行開 始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3. 0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。) その他の旅行の目的地の変更	1. 0	2. 0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2. 0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2. 0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は 旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1. 0	2. 0
6. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2. 0

7. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は 景観その他の客室の条件の変更	1. 0	2. 0
8. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2. 5	5. 0

注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始 当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」 と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供さ れた旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につ き1件として取り扱います。

注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴 うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備が より高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5 第4号又は第6号もしくは第7号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊 の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1変更として 取り扱います

注6 第8号に掲げる変更については、第1号から第7号までを適用せず、 第8号によります。

20、個人情報の取扱いについて

旅行申込書にご記入いただく、氏名、年齢、生年月日、電話番号、メールアドレス 住所、勤務先等の情報は「個人情報」に該当しますので、当社は以下に掲げる個人情報 の取扱いに関する基本方針及び個人情報に関して適用される法令を遵守して、お客様に 関する個人情報の適正な管理・利用と保護に万全を尽くします。

- 1. 当社は、お客様がお申込みになられた旅行サービスを手配するために必要な範囲で情 報を利用いたします。また、当社は、旅行サービス提供機関に対し、お客様の氏名、パスポート番号及び現地滞在先等をあらかじめ電子的方法等で送付することによっ て提供します。この他、将来、お客様へより良い旅行商品やサービスを提供するために、新しい旅行商品やサービス、キャンペーン情報等のご案内、アンケートや旅行参加後のご感想の提供のお願い、統計資料の作成等に、お客様の個人情報を利用させて いただくことがあります。
- 2. 当社は、下記の場合を除き、お客様からお預かりした個人情報を第三者に開示・提供いたしません。
 - [1] お客様ご本人の同意がある場合。
 - [2]旅行サービス提供機関や当社及び販売店の手配業務委託先に、旅行サービス 手配に必要な最小限度の情報を開示・提供する場合。
 - [3]法的な命令等により個人情報の開示・提供を求められた場合。
- 3. 当社は、一部コースにおける旅行添乗業務、保管・廃棄業務等といった、お客様から お預かりした個人情報の一部または全部を含む業務を他社へ委託する場合、個人情報 の安全な取扱いが出来る企業を選定した上で、情報を預け、定期的な監督を行ってま いります。
- 4. お客様からご提供いただけない個人情報が旅行サービス手配に必要不可欠な情報で ある場合、お申込みをお断りする場合があります。

21、その他

- 1. お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う 留後の個人は76条件が、実施等の発生では発展である。 諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意に よる荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用 が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。
- 2. お客様のご便宜を図るため土産物店にご案内することがありますが、お買
- い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。
 3. 旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了解 ください。
- 4. 現地旅行会社等が実施するオプショナルツアーは旅程保証の対象とはなり
- 5. 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表等でお知らせす る連絡先にご通知下さい。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等に より保護を要する状態であると認めたときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とさせてい
- 6. ご集合時刻は厳守して下さい。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は 一切負いかねます
- 7. 事故、大雪をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならない事態が生じても当社はその請求には応じられません。また目的地滞在時間の短縮 による補償にも応じられません。
- 8. 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- 9. 手荷物の運送は当該運送機関が行ない、当社が運送機関に運送委託手続き を代行するものです。

22、募集型企画旅行約款について

この条件書に定めない事項については当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の 部)によります。

当社の旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求下さい。

23、ご旅行条件、旅行の日程、サービスの内容

旅行条件・旅行代金の基準日は、それぞれパンフレット等に明示します。

24、旅行企画実施

株式会社丹生川観光 (岐阜県知事登録旅行業第2-272号)

〒506-0817 岐阜県高山市山口町 1005 番地

雷話:0577-35-7070 FAX: 0577-33-0666

総合旅行業取扱管理者 松崎 富男